

Title	ドイツ人の弔い感覚
Sub Title	Begräbniskultur in Deutschland
Author	大谷, 弘道(Otani, Kodo)
Publisher	慶應義塾大学日吉紀要刊行委員会
Publication year	2011
Jtitle	慶應義塾大学日吉紀要. ドイツ語学・文学 (Hiyoshi-Studien zur Germanistik). No.48 (2011.) ,p.21- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	伊藤行雄教授 退職記念号 = Sonderheft für Prof. Yukio ITO
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10032372-20110331-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ人の弔い感覚

大谷弘道

1. リルケの墓は掘り返されていた

1971年の夏、一人の日本人ジャーナリストが、スイスの寒村ラロンを訪れた。この村は単なる寒村ではなく、詩人リルケ（1875-1926）の墓があることで知られる。このジャーナリストは墓参のためにわざわざ長旅をしてきたが、そこで信じられない光景に出くわして愕然とする。リルケの墓が掘り返されて大きな穴となっているのである。よく知られたバラの詩碑“Rose, oh reiner Widerspruch...”は教会の片隅に放り出されていたとある¹⁾。

その6年後、当地を訪れた彼はもう一度驚かされることになる。リルケの墓が埋葬されていた教会横の庭が、いくつもの墓が並ぶ共同墓地に変貌していたのである²⁾。

詩人の墓が掘り起こされたというとんでもない出来事は、じつは墓が安置されている教会の改修工事にその理由があった。そのことをジャーナリストは工事現場監督から聞きだしている。この教会は200年に一度、大

1) 「旅のさちーラインの源流をたずねてー」 笹本駿二『図書』岩波書店1974年2月号

2) 「ミュゾットもラロンも一物流転ー」 笹本駿二『図書』岩波書店1976年9月号

修理を行うという。改修工事の際、リルケの墓にも手をつけざるをえなかったらしい。しかし200年ごとの大修理とは言え、墓をそう簡単に掘り返してよいものだろうか。どのような理解がそこにあるのだろうか。リルケに対する思いと、憤りを含んだ疑問がジャーナリストの手記の中には込められている。

2. なぜドイツの墓地はきれいなのか

初めてドイツの地を訪れたものは、偶然目にする墓地の整然とした美しさに目を奪われる。日本の墓地に見慣れているものは、その公園のような明るさと広さに驚く。〈写真1〉

緑と花に周りを囲まれた広々とした空間、ここまでの美しさを保つには、間違いなく徹底した整理整頓が行われているに違いない。しかし単なる整頓だけでは、この秩序は生まれない。そこに徹底した整理が行われているはずである。墓地には長年にわたり、多数の死者が埋葬されてきたのである。ドイツ人は死者をどのように整理してきたのか、そして現在どのように整理しているのか。その実態を確認してみたい。

ドイツの墓地の美しさを可能にしている理由として、主として次の3点を挙げることができる。

1) 墓地に対する考え方



写真 1-1



写真 1-2

- 2) 墓地の規格化
- 3) 埋葬期間の設定

1) ドイツ人の墓地に対する考え方——多様な機能

現在ドイツには約3万の墓地があるとされる³⁾。ドイツにおいては、墓地は都市生活の外に置かれるものではなく都市機能の中に組み込まれている。つまり生活圏の中に設置され、一定の機能を果たすことが求められる。住人にとっては静寂を保つことのできる癒しの場であり、日々の散歩道となる。埋葬されている当事者だけの悲しみの場というだけではなく、一般に開放され、人々の内省の場、自己回復の場であるべきとされる。墓地が新しく作られるときには、死者を葬る墓地としての機能のほかに、公園という公の機能を果たすものとして設計される。現に都市の発展の中で、墓地は自然のある場として重要な役割を果たしてきた。

2) 墓地の規格化

墓地は公共の場である。公共ということは共通項にくくられることを意味する。都市に墓地が設置される際には、その位置、住宅街との関係、広さ、さらに墓地の内部については道幅、墓と墓の間隔まで細かく条例によって規定されている⁴⁾。

墓地の標準規定は国により定められ、各州はそれに沿って条例を作成している。都市の中で置かれる場所、広さ、墓地として適切な土質、地下水の状況が厳しく規制される。墓地内の設計に関しても、必要な道面積、道幅、墓と墓との間隔、その配置、墓地の設備（仮安置所、礼拝堂または式場ホール、事務所、倉庫、駐車場）のための空地の確保、これらも条例に

3) Petra Dimler-Wittleder: Der Umgang mit dem Tod in Deutschland: S11, Friedhöfe

4) Jürgen Gaedke: Handbuch des Friedhofs- und Bestattungsrechts. S.39–50, Anlegung von Friedhöfen-Planung und Ausbau

よって一定の規制がある。さらには墓石の色、大きさ、石質、墓石と文字との割合が、図柄を含めて細かく規定される。

一例としてボン市の条例(Satzung über das Friedhofs- und Begräbniswesen der Stadt Bonn)から、墓碑に関する一部(§ 27 Gedenkzeichen, Grabbegrenzungen und Grababdeckungen (3)(4)(5))を紹介する。

- (3) 墓碑として使用できるのは、自然石、木材あるいは職人によって加工された金属類のみとする。

木材は自然の色をそのまま使うこと。鉄製墓碑の場合、防錆塗装は光沢塗料を用いてはならない。セメント、人造石、プラスチック、陶磁器類は許可の対象とならない。ガラスプレート、写真は墓地管理組合の同意を必要とする。

- (4) 墓碑の厚さは、破損の危険性を避けるため墓碑の大きさに比例したものでなければならない。

高さが1mの場合、厚さは最低12cm、それより大きな場合は最低15cm。墓碑を地面に敷く場合は、0.5㎡の大きさまでは、厚さ8センチ。1㎡より大きい場合は最低10cmの厚さを必要とする。1㎡より大きいものは最低12cmであること。

- (5) 墓所の区画内で、墓碑の存在が優位を保つように、土台部分の高さは15cmを越えないこと。

3) 埋葬期間の設定

墓地の美観を可能にしている最大の理由は、埋葬期間の設定というあり方にある。ドイツでは墓は賃貸料を払って一定期間借りる形をとる。契約によって期間は定められるが、その期間は通常20年から30年が多い。埋葬期間(Ruhezeit)設定の根拠は、遺体が分解して土に還る時間とされる。そのため期間は墓地の土質によって異なる。墓は定められた埋葬期間をもって、基本的にその役割を終了する。

3. ドイツ人にとって墓とは何か。誰のために、何のために建てるのか。

ドイツ人は墓をどのように理解しているのか。その機能について主要な考え方を挙げてみよう。

1) 故人の存在を確認する場

残された遺族の故人への思いを直接受けとめる場所はドイツ人にとって墓しか存在しない。遺族にとって、心の空白を埋めてくれる場所が墓地である。ドイツでは日本と異なり遺灰を自宅に持ち帰り、所持することが禁止されている。それだけに故人の存在を物理的に近く感じる場所は墓地しかない。

2) a) 病気拡大を防ぐ衛生上の理由。

市民生活を運営、管理する自治体側から見た場合、墓地の最大の存在理由は衛生上の理由である。歴史的にみると、墓地が整備され始めたのは、18世紀後半のこと、都市の拡大の時期と重なる。その理由は紛れもなく死体が媒介する病気、主として伝染性の病から町を守るためである。墓地は都市計画の中に初めから組み込まれた。

b) 犯罪防止機能

墓地の存在理由としてあげられるもう一つは、犯罪防止としての機能である。死が確認されてから埋葬され、またその後の管理の仕方も、人間の死は厳しい規定にそった手順を踏む。この二つの理由から、墓地の運営自体は地方自治体、ないし教会で行われるが、つねに保健所と警察の監督下に置かれる⁵⁾。

3) 対社会的に故人の記憶をとどめるもの。

1) がもっぱら遺族の個人的な理由であるのに対し、社会に向けられた存在理由は古くからある。故人の功績、業績を記し、残すものとしての墓地は、歴史を通して重要な役割を果たしてきた。

5) Ibid, S.96

4. 墓地の広告はドイツにはない

ドイツでほとんど見かけることのないものに、結婚式場の広告と墓地の広告がある。その理由は「結婚」と「埋葬」はともに公共の(öffentlich)ものであり、私的で(privat)個人的な事柄ではないとドイツ人が判断しているからである。

結婚式場については、各都市が市役所の戸籍課にりっぱな式場を整備していて、市民はそれを使うことになる。結婚は公に対するものであり、式場の運営は市の税金で賄われる⁶⁾。

墓地に関しては、その利用料金は誰でも正確な値段を知ることができる。なぜなら墓地に行くと、料金表が掲示板にしっかり張られているからである。張られていない場合は、墓地入口の管理事務所に行けば値段表のコピーをもらえる。今ではインターネットで公表されているために世界中から、どこの墓地がいくらで利用可能かは一目でわかる。

ドイツでは埋葬にかかる費用は、長い間健康保険組合で賄われ、埋葬費の一部、または全部はそれでカバーができた。しかし2004年を持ってこの「葬祭費」“Sterbegeld”制度は廃止された。現在は個人で保険に入っただけで対応することが求められている。その保険を「死亡保険」Sterbeversicherungと呼ぶが、これはまさに葬儀費用のための保険である。基本的に5000ユーロの支払いをもとに、掛け金が計算されることが多く⁷⁾、ドイツの葬儀にかかる費用を知るひとつの手掛かりになろう。

6) 教会での結婚式は役所での結婚が前提となる。式後の祝いは家族を中心として近所のレストランでわれることが多い。

7) Magdalena Köster: Den letzten Abschied selbst gestalten, S.187

Ideale-Sterbegeldversicherung.deは「葬儀保険」の必要性を説く中で「きちんとした葬儀をするには、簡素な形であっても、平均5000ユーロが必要である。」と記している。

Für eine angemessene würdige Bestattung - auch in einfacher Form - sind im Durchschnitt 5.000 € nötig. Das seit 1883 bestehende Sterbegeld wurde

5. 墓の種類と値段

ドイツの墓は大きく分けると2種類に区分される。ひとつは Reihengrab と呼ばれる一人用墓である。もうひとつは Wahlgrab と名付けられ、家族用墓とも呼ばれる。複数の遺体を埋葬することを前提に考えられた墓で、墓の場所を自分で選ぶ (wählen) ができることから、この名称でよばれる。

Reihengrab は、「順番に」“der Reihe nach” 埋葬されてゆくことから、この名称が生まれた。時間的にも空間的にも Reihengrab はすべて同じ原則「順番に従って」運用される⁸⁾。この種の墓は、基本的に埋葬期間の延長は不可能である。つまり、その期間が過ぎたらその場所を別の利用者に明け渡さなければならない。自分で好きな場所を選択することはできない。したがって利用する墓の隣にだれが埋葬されるかはわからない。利用権は親族の死をもって初めて発生する。したがって予約はできない。

Wahlgrab の場合、多くは20年から30年単位で埋葬期間を契約し、契約を更新することができる。Reihengrab に比べ自由がきく分、賃貸料は高くなる。

墓地の使用料金は、都市によりまちまちであるが、一例としてハンブルクとベルリンの場合を挙げてみよう⁹⁾。

per 01. Januar 2004 ersatzlos aus dem Leistungskatalog der gesetzlichen Krankenkassen herausgenommen. Auf diese, wenn auch kleine, finanzielle Unterstützung können Ihre Angehörigen nun in Zukunft auch nicht mehr zählen. Die private Vorsorge wird also zunehmend wichtiger.

- 8) Handbuch des Friedhofs- und Bestattungsrechts, S.154 Das Reihen-(Einzel-)Grab
- 9) ここに挙げられた数字はAETERNITASの墓地使用料データバンク(2010年)による。

AETERNITASとは墓地、埋葬に関して無料で情報を提供しているドイツ最大の民間団体である。ドイツ全国に5万人の会員を持ち、墓地使用料データバンクではドイツ全国の墓地の最新情報をつねに確保していて、イ

ハンブルク

Reihengrab (土葬) 25年 1802 Euro

Wahlgrab (土葬) 25年 2376 Euro

ベルリン

Reihengrab (土葬) 20年 987 Euro

Wahlgrab (土葬) 20年 1064 Euro

使用料金の契約年数は各都市によって定められ、異なる。またこれらの料金は各都市の平均した値段ではなく、同じ都市でも墓地のある場所によって使用料に違いがある。墓地の利用料金も市場経済の中に置かれている。利用者の多い墓地は値段が高く、都市であっても利用者が少ない墓地は値段が安い。

6. 墓地は不足しないのか——土葬と火葬の実体——

じつは現在、ドイツでは全国的に墓地があまって、使われていない墓所が増えている。ベルリンでは墓地面積の30%は空き地となり、これまでに35ヵ所が閉鎖された¹⁰⁾。その理由はいくつかあるが、ひとつは、埋葬の形態が土葬から火葬へと移行していることによる。

土葬の場合、当然一定の広い場所を必要とするが、火葬の場合、遺灰を骨つぼ〈写真2〉に入れて埋葬するため、多くの場所を取らない。土葬の場合、だいたい3m弱×1.5mの大きさであるのに対して火葬された骨つぼを埋葬する場所は1m×1m程度の広さで済む。

ドイツではこれまでほとんどが土葬によって埋葬されてきた。しかし現在、その割合は半々に迫っている。カトリック教会は1964年(第2バチカン公会議)に火葬を認める声明を出すまで、土葬のみをよしとしてきた。

インターネットを通じて墓地の状況を公開している。

10) Den letzten Abschied selbst gestalten, S.111 Umbruchzeiten auf deutschen Friedhöfen

しかしその後も、基本的には土葬をよしとしているため、カトリックの多い地域、南ドイツは土葬の割合が高い。カトリック教徒の多い南ドイツの大都市ミュンヘンなどの墓地が、プロテスタントが地盤の北ドイツ諸都市に比べて、その使用料が高いのには、そうした背景がある。

火葬は主としてプロテスタント教会が主流の北ドイツで行われてきた。ドイツで最初に火葬場が作られたのは1878年、場所はゴータ(Gotha)である。現在、火葬場の数はドイツ全土で約130カ所(2008年)におよぶ。この傾向は増加するものと思われる¹¹⁾。

なお、骨つぼを埋葬するための墓も、WahlgrabとReihengrabに分けられ、使用の条件は土葬の場合と同様である。火葬による墓は土葬に比較して土地をとらない分だけ使用料が安価である。ちなみにブレーメン市の



写真 2-1



写真 2-2

11) Ibid S.104

火葬は宗教が埋葬の形を定めるずっと以前に、古代文化が身につけていた習俗である。キリスト教が広まるにつれ火葬は次第に姿を消してゆく。ユダヤ人の習俗に火葬はない。キリスト教社会でもユダヤ人の習慣に従い土葬が受け入れられていった。(クリスチャン迫害の際、火葬は特別な罰として行われた)。その後カール大帝が火葬を死刑として行うことを禁止(785年)してから900年の間、ドイツではこの習慣はまったく見られなかった。(Handbuch des Friedhofs- und Bestattungsrechts, Die Feuerbestattung, Kapitel 1 Geschichte und Gegenwart S.205)

場合を挙げてみる¹²⁾。

火葬 (Reihengrab 一人用墓)	20 年間	1088 Euro
火葬 (Wahlgrab 家族用墓)	20 年間	1451 Euro
土葬 (Reihengrab 一人用墓)	25 年間	2078 Euro
土葬 (Wahlgrab 家族用墓)	25 年間	2627 Euro

同じ墓であっても、火葬の場合の契約年数は短い。骨が土に還る期間が短いためである。年数は墓地の土質によって定められる¹³⁾。

7. なぜ今は大きな墓を建てないのか。

墓地余りには、もう一つの大きな理由がある。それは、人々が大きな墓を作らなくなったことである。

ドイツの墓地を見てまわると、大きな記念碑のような墓が散見される。しかし埋葬されている人物の年代から墓標の建設年代を推測すると、大部分は20世紀前半までに建てられたものである。最近の数十年に作られた大きな墓を見つけるのは難しい。どんなに業績の大きな人物の墓も、一般人とほぼ同じ大きさで、特に目立つことはない。その結果、墓はみな平等の大きさに区画整理され、はからずも墓地全体は統一あるものになっている。はたして大きな墓を建てることは、今はできなくなってしまったのだ

12) AETERNITAS の墓地使用料データベース (2010 年)

(AETERNITAS-Verbraucherinitiative Bestattungskultur: Grabgebührendatenbank)

13) 墓地を新しく設置するときには、遺体が分解しやすい土壌が厳しく選定される。そうした条件のもとに作られなかった旧来の墓地では、契約期間を経て別の遺体を埋葬するために掘り返したとき、石化した大腿骨や頭蓋骨が出土することがある。それらの骨は同じ場所をさらに深く掘ってそのまま埋葬される。Gerold Eppler: カッセル埋葬文化博物館 (Museum für Sepulkralkultur)



写真 3-1



写真 3-2

ろうか。

各都市の墓地には国の条例のもとにそれぞれの約款があり、それを見る限り墓地の大きさに制限はない。定められた使用料を支払えば、大きな墓を建てることは今でも可能である。とくに広い墓地面積を抱える大都市では、その可能性が広がる。大きな墓を造らなくなったのには別の理由がある。

戦後の経済成長の中で、ドイツでも人々の生活形態は大きく変わっていった。とくに生活観の変貌の中で墓の意味内容も変わった。歴史的に見て大きな仕事をした人間は、これまで記念碑として大きな墓を造るのが通例であった。墓はそのまま人間の業績の証しの機能を果たしてきた。しかし、現在、「墓の価値は暴落状態である」という¹⁴⁾。りっぱな墓を造ってもそれを見るのは、そこを訪れたごく一部の人間に限られ、故人の偉業の証しとして知られにくい。全ドイツに名を知られた有名人の墓が意外に質素でつましいことが多い。〈写真3〉

今日、多くの仕事をしてそれなりの財を築いた人間は、じつは大きな墓を造らない。墓を造る代わりに彼らの多くは自分の名をつけた財団(Stiftung)を作り、病院、研究所、社会活動などの面での支援の形で自分の功績をあとに残すのが通例となっている。つまり墓機能の移転が見ら

14) Gerold Eppler: カッセル埋葬文化博物館

れるのである¹⁵⁾。

8. 墓地使用の現実 〈契約更新をしない?〉

墓は Reihengrab (一人用墓) と Wahlgrab (家族用墓) の2種類があり, Reihengrab では契約期間が過ぎた時に明け渡さなければならない墓〈写真4〉であるのに対して, Wahlgrab は基本的に契約期間の延長が可能な墓であることはすでに述べた。延長契約がなされるならば, 結果は日本の墓地と大差はない。どのぐらいの人たちが再契約をするのだろうか。残念ながら, 契約更新に関する具体的なデータは存在しない。ただ現場で埋葬にかかわっている者の目から見た場合, Wahlgrab を利用している場合で



写真 4-1



写真 4-2

15) 掲載した写真はドイツ連邦共和国大統領 (1976–1979) カール・カーステン (Karl Carstens) の墓である (ブレーメン市リーンスベルク墓地)。

カーステン氏は妻ヴェロニカとともにカール・ヴェロニカ・カーステンス財団〈医学, 特に自然療法学・ホメオパティの促進発展のための財団〉を設立しているが, 設立趣旨のなかで次のように述べている。「私どもには子供がいないため, 遺言をどのようにすべきかを考えてきた。夫婦そろった公務の旅行が多く, 事故死の可能性は少なくない。そこで財団設立の決断をした。」(「財団設立の趣旨」より)

財団設立をする流れは, 政治家だけでなく, 経済界, 学界, 芸術界, スポーツ界出身者など幅広く, より一般化している。

も埋葬期間延長のための契約更新をしないほうが圧倒的に多いという¹⁶⁾。つまり一世代で墓の使用を終える場合の数が増えている。

契約を重ねる場合は、墓は家族用墓として維持されてゆくことになる。しかし今日、核家族化が進み、生まれた土地を離れる人の数が多く、世代をこえて墓を管理することが少なくなっている。家族単位の墓は減少しているのである。

9. 埋葬期間の根拠—— 15年契約の墓 技術の進歩か？ ——

埋葬期間のことを Ruhefrist, また Ruhezeit と呼ぶ。まさに埋葬されたものに Ruhe (平安) を与える時間であるが、死者にふさわしい畏敬を表す期間とされる。その期間、墓を掘り返し、別の遺体を埋葬することは法によって厳しく規制されている。しかし、期間設定の根拠は、遺体の分解プロセスが終了するのに最低必要な期間のこととされる¹⁷⁾。多くは州によって埋葬の最短期間が定められるが、そうでない場合は墓地運営者が期間設定の義務をおう。それは土と地下水の状態を顧慮して保健機関の鑑定をもとに定められる。

今日、15年契約の墓地がしばしば見られる。これは埋葬技術の進歩の結果といえる。新しいタイプの墓室は、下層部分が空間となりカーボンフィルターで通気されている。そのタイプの墓では、7年から12年で完全に土となるという¹⁸⁾。そこで墓地としては15年が埋葬期間の単位として

16) Richard Paulig: Bestattung in Münster

なお、墓地を新しく造成する場合、埋葬期間延長を認めない Reihengrab の設置は条例により義務化されるが、契約更新可能な Wahlgrab を設置することは墓地の管理運営者の判断に任せられている。法的には、墓所は一定期間を過ぎた時点で明け渡すものとの考えに立つ。(カッセル埋葬文化博物館)

17) Großes Lexikon der Bestattungs- und Friedhofskultur S.367

18) Rolf Lichtner, Christoph Bläsius(Red.): Bestattung in Deutschland, S.294
Ruhefristen

提供される。

10. むすび——リルケの墓の謎を解く——

日本では欧米諸国についてその生活観、死生観を語る時、しばしば「キリスト教国であるから」と十羽ひとからげにその特徴を語りがちである。しかしキリスト教の教えを語ったイエスは、人間の生き方を示すことはしたが、埋葬の仕方を細かく指示したわけではない。したがって同じキリスト者の葬式でも国によって、そのありようはかなり異なるのが実状である。埋葬は宗教の問題というよりも、多くはその土地にまつわる慣習の問題であろう。

たとえばギリシアでは、埋葬後3年、5年、7年を区切りに墓を掘り起こし、骨を拾って洗骨して改葬する習慣があるという。骨と肉が分離していない場合は、再度埋めもどし、同一墓所にそのまま埋葬する。改葬に際しては親族の立ち会いが求められ、親族の連絡が期日後1ヵ月を過ぎてもない場合は、市の責任で死体が発掘され、死骸処分場で処理される。その費用は遺族に請求されるという¹⁹⁾。

これは他の文化圏に生活する者にとって想像を絶するものであるが、こうした埋葬の仕方は長い歴史を経て形作られたまさに習俗であり、当事者たちはそれが唯一の姿であると信じて疑わないだろう。

埋葬の仕方はその土地の習俗にしたがう。しかし、死に対する考え方は宗教によって大きく規定される。ドイツ社会はまぎれもなくキリスト教がその土台となっている。ドイツでも無神論を唱える者は数多くいるが、彼らのイメージする神は、キリスト教が示す神である。死に対するイメージも同様と言えよう。

ところでプロテスタント教会とカトリック教会とでは葬儀に対する考え方が若干違う。カトリック教会では葬儀は死者のために行うと考える。死者のためのとりなし、彼岸への旅立ちの準備の場が葬儀である。カトリッ

19) 『世界の葬送・墓地』192-201 ページ

ク考え方によると、死者は浄化のプロセスにある。一方、プロテスタント教会では、葬儀は弔問者への福音宣教の場とされる。死者はすでに神の手の中にあり、最後の審判まで眠りの状態についているとし、葬儀の中心となるのは故人ではなく、あとに残されたものたちである²⁰⁾。

いずれにしろ、魂は永遠に生きると信じることで両者は共通するが、墓地に埋葬された亡骸になんらかの精神的意味をもたす発想はない。したがって墓は故人の魂が宿る場所ではない。その結果、墓に埋葬期間を設定し、人体が土に還る物理的な時間を埋葬契約期間として定めるのに何らの違和感も持たない。

ところで掘り返されたリルケの墓であるが、リルケが他界したのは1926年のこと。ジャーナリストの笹島氏が掘り返された墓を見たのは45年後の1971年である。当時、墓にはリルケの痕跡は土に化して何もないと思われる。墓地はそこに生活する者にとっては魂が宿る場所ではなく、単なる物理的な記念碑である。「亡骸が土となったときに墓を掘り返して、別の場所に墓碑を建てることに問題を感じる者はスイスにいないはず」。これはドイツ人に見られる反応である²¹⁾。したがって笹島氏の問いかけ、「リルケの墓は、どこに移され、どのように保管されているのか」という質問の意味を正しく理解するものは、おそらくドイツ語圏に生活するものの中にはいないであろう。リルケの体は完全に土になり大地に還る、彼らにとってはそれがあべき姿なのである。

追記

『ドイツ人の弔い感覚』と題して述べてきたが、これは日本人の目からみて墓に焦点を当ててドイツ人感覚を切り取ろうとしたものである。一見するとドイツ人は死者に対してきわめて淡白に見える。

この小論執筆に際しては、カッセルの埋葬文化博物館長代理である

20) Bestattung in Deutschland, S.170

21) Gerold Eppler: カッセル埋葬文化博物館

Gerold Eppler 氏から多くの情報を得た²²⁾。氏は私の日本人としての疑問「契約期間を設けて埋葬される墓地に対して市民からは異議は出ないのか」、「土の中で分解されることなく墓地に残された骨はどのように扱われるのか」といった質問の意味を当初よく理解できない状態であった。われわれがこだわる部分に対してドイツ人はほとんどこだわりを持たない。しかし、彼らは死者に対して決して無関心ではない。11月1日、聖人を弔う Allerheiligen (万聖節) には、ドイツ中の墓地は墓参する人であふれる。その日は死者を思い、大きな音を出す催し物は一切禁止される。バイエルン州、バーデンヴュルテンベルク州、ノルトライン・ヴェストファーレン州などドイツの主要な州はその日は公の休日となる。

ドイツでは14歳までは学校という公的教育機関で「宗教」が必修科目として存在する。その時間に「生と死」、「記憶と忘却」、「時間と永遠」といったテーマの枠内で、墓地訪問は一つの大切な課題として組み込まれる。「自分はどこから来たのか」「自分はどこへ行くのか」「生きることの意味は何か」といったテーマに小学校時代から向き合わせることをする²³⁾。その意味で「死」の扱いは決して淡泊とは言えない。ただ日本人のように墓を扱わないだけである。

リルケが生と死の世界を語る時、その基盤としているのはドイツの精神土壌である。墓に魂の存在を感じる日本人の弔い感覚でリルケの作品にあい対すると、大きな齟齬をきたすことになる。

写真 (筆者撮影)

- 1-1, 1-2 プレーメン市 Riensberger Friedhof 2010年8月3日
 2-1, 2-2 カッセル埋葬文化博物館 2010年8月18日
 3-1, 3-2 ドイツ連邦共和国大統領カール・カーステンの墓 (Riensberger

22) Museum für Sepulkralkultur (埋葬文化博物館)：ドイツ語圏の埋葬をめぐる中世から現代にいたる習俗、習慣を紹介し、展示文化活動、また独自の出版活動を行っている。1992年設立。カッセル市。

23) Ulrike Baumann, Religions-Methodik, Cornelsen, S.183

Friedhof)

- 4-1 墓の手入れが不備の場合、あるいは契約期限が切れた時には、4-2 のようにその旨指示がある。(Riensberger Friedhof)

参考文献

- Reiner Sörries: Großes Lexikon der Bestattungs- und Friedhofskultur, Fachhochschulverlag, 2010
Jürgen Gaedke: Handbuch des Friedhofs- und Bestattungsrechts, Carl Heymanns Verlag, 2004
Rolf Lichtner, Christoph Bläsius: Bestattung in Deutschland – Lehrbuch, Fachverlag des deutschen Bestattungsgewerbes, 2008
Petra Dimler-Wittleder: Der Umgang mit dem Tod in Deutschland, LIT Verlag Münster, 2005
Magdalena Köster: Den letzten Abschied selbst gestalten, Christoph Links Verlag, 2008
Wenzel Müller: Was tun, wenn jemand stirbt?, Verein für Konsumenteninformation, Wien, 2008
Marina Görke-Sauer: Trauerrituale, Fachverlag des deutschen Bestattungsgewerbes, 2008
Hans Schilder: Was tun im Trauerfall?, Urania Verlag, 2004
Birgit Lambers: Rat und Hilfe für den Trauerfall, Kösel-Verlag, 1999
Klaus Rix, Edmund Grümmer: Was tun im Todesfall?, Gütersloher Verlagshaus, 1999
Georg Schwikart: Praxisbuch Trauerfeier, Patmos Verlag, 2010
Reiner Sörries: Ruhe sanft Kulturgeschichte des Friedhofs, Butzon & Bercker, 2009
Ulrike Baumann: Religionsmethodik, Cornelsen, 2006

「図書」岩波書店 1974年2月号

「図書」岩波書店 1976年9月号

森 茂『世界の葬送・墓地—法とその背景—』法律文化社 2010年

岩田重則『「お墓」の誕生』岩波新書 2006年

田代直嗣『お墓のすべてがわかる本』新星出版社 2006年

ひろさちや『お葬式をどうするか』PHP新書 2000年

山折哲雄『宗教の力—日本人の心はどこへ行くのか』PHP親書 1999年